

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<https://kmlaw.jp>



発行: 令和6年9月 Vol.39



## 輝きを増す、 フランスのパラリンピックで実感したこと

パリオリンピック・パラリンピックが終幕しました。暑く寝苦しい中、パリで繰り広げられる熱戦と大変印象的な名場面に夢中になり、寝不足気味になった方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

その中でも、今回の大会を通じて実感できたことの一つは、非常にレベルの高い技術や競技力によって、パラリンピックの人气が高まったということです。

かつては、パラリンピックは障害者の権利擁護や、多様性や社会的包摂の推進という社会福祉的な文脈で語られることも多かったと思います。

しかし現在では、パラリンピックは、高い競技力によって見て面白く、スポーツ観戦としての魅力に満ちていると感じられます。また、パラリンピック選手のスポーツに対する純粋な情熱や卓

越した技術を目にして、純粋にアスリートとして敬意を抱きました。

パラスポーツの普及と人気は今後もますます高まっていくことでしょう。4年後のロサンゼルスでは、オリパラの区別無く、同等の人气と競技力を兼ね備えた競技やアスリートが出現しているかもしれません。

そのときには、多様性と社会的包摂を自然体で感じることができるといえるでしょう。私たちの法律事務所も、微力ながら、そのような活動にも取り組んでいきたいと思っています。



弁護士法人小寺・松田法律事務所  
弁護士 松田 竜

# 医療調査

弁護士  
小寺 正史



医療調査といえば真っ先に浮かぶのが「医療過誤や医療事故」。ほかにも交通事故等の後遺障害、遺言の効力についても医療調査が必要となる場合があります。このような場合、専門の医師と提携している調査会社に依頼して医療調査を実施します。

## 1 医療調査を利用する場合

### (1)医療事故の場合

病院で治療を受けたのに、予期せぬ結果が生じ、病院の責任を追及したいとの相談を受けることがあります。医師の過失の判断においては、医学的な情報が必要であり、医療調査が不可欠です。文献等で容易に調査できる場合もありますが、大多数は専門医によるアドバイスや意見書が必要となります。

このようなことから、医療事故においては、直ちに損害賠償請求の依頼を受けるのではなく、医師が過失を認めているような場合を別として、通常はとりあえず、医療調査の依頼を受けます。

その後、医療調査の結果に基づいて、相談者と協議。協議の結果、医師に対する損害賠償請求の依頼を受け訴訟等を行うこともあります。調査で終了する場合があります。

医療に疑問を持った場合、とりあえず医療調査を行うのも一つの方法と思います。

### (2)事故による後遺障害が問題となる場合

交通事故や労災事故の紛争において、事故による後遺障害が問題になります。このような場合、医学的な判断を求めて医療調査を行います。

### (3)遺言書などの文書の効力が問題になる場合

文書作成時に、認知症などにより本人に判断能力がなく、文書は無効であると、文書の効力が争われる場合があります。介護認定の際の医師の診断書など医学的な資料がある場合は、医療調査が可能で、利用する場合があります。

## 2 調査会社を利用した医療調査の方法

### (1)調査会社への問い合わせ

医療調査においては、第1に調査会社に対して事案に的確に回答できるかを確認する必要があります。調査会社から提携している専門医が多忙で対応できないと断られることもあります。

確認するために、医学的見解を求める質問事項書

及び、経過等をまとめた概要書を送信します。

### (2)調査会社への調査依頼

調査会社から対応可能との回答を受けたら、調査会社にカルテなどの医療情報を送付して調査を依頼します。この調査費用は、調査会社によって異なりますが、現在は数万円から10万円程度です。

### (3)調査結果の報告

調査会社は、提携している専門医に質問事項書、概要書及びカルテなどの医療情報を渡して調査を依頼します。専門医は質問事項について検討し、その結果を回答します。その回答の方法は調査会社によって異なり、文書による回答やZoomを利用して対面で回答する場合があります。

#### ①文書による回答の場合

調査会社は、専門医の作成した文書により回答します。これにより、事案において必要な医学的な情報を取得することができます。

なお、この文書に不明な点がある場合、別途料金(30分で約2万円)を支払い、専門医にZoomを利用して質問することができます。

#### ②Zoomを利用した回答の場合

調査会社は、Zoomを利用した専門医との面談の機会を設けます。専門医は予め医療記録等を検討しており、質問事項について回答します。対面ですので、随時、専門医に説明を求めることができます。医学的に必要な情報を取得することができます。

なお、依頼者本人が同席して、専門医に直接質問をすることもできます。これまでの例では、直接専門医に疑問な点を質問し、回答してもらうことは、依頼者にとって疑問の解消に繋がり、納得感が高いように感じています。

### (4)医学意見書の作成依頼

訴訟などにおいては、医学意見書が必要となります。したがって、調査結果が依頼者に有利な場合には調査会社に医学意見書の作成を依頼します。この費用は、調査会社により異なりますが現在は数十万円程度です。

なお、納得できる回答がされない場合、別途費用を支払い、他の調査会社に調査依頼をして別の医師の見解を求める場合があります。

以上

## 競業避止義務

～どこまで防げるか、競合他社への転職～

苫小牧事務所長 弁護士  
中野 正敬



転職による人材の流動化に伴い、会社を退職する従業員が同業他社に就職することを止めることはできないかというような相談を受けることがあります。

同業他社で働く等、会社と競業関係に立たないようにする義務を「競業避止義務」といいますが、会社に在職中の従業員は、労働契約の付随的義務として、就業規則等に規定がなくとも当然に競業避止義務を負うと理解されています。

一方、退職後の競業避止義務は、当然に発生するものではなく、原則として、退職後の競業避止義務を認める合意がなければ認められないと理解されています。

もっとも、憲法では、職業選択の自由という権利が保障されている関係で、合意さえあれば無制限に退職後の競業避止義務が認められるものではなく、就業規則や誓約書によって退職後に同業他社に就職しない旨の合意がなされていたとしても、合意の有効性が否定される場合があります。

どのような場合に退職後の競業避止義務の合意が有効と判断されるのか、明確な線引きは困難ですが、一般論としては、同業の種類・内容、制限される職種の範囲、代償措置の有無等の要素から合理的な範囲の制限といえるか否かで判断されると理解されています。

また、仮に、退職後の競業避止義務を定めた合意がなくとも、例えば、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した違法な態様で元勤務先の顧客を奪取したとみられるような場合には、損害賠償請求が可能と判断した裁判例もあります。

このように、退職後の競業避止義務が肯定されるためには、様々な事情を考慮して判断する必要がありますし、仮に、合意がなくとも、損害賠償請求が可能な場合も考えられますので、お悩みの場合はご相談下さい。

## 取締役退職慰労金の大幅な減額の可否

テレビ宮崎事件を題材に

弁護士  
熊谷 建吾



取締役退職慰労金の金額は、定款又は株主総会で定めるものとされています。実務上は、株主総会で「内規に基づいて取締役会で決定した金額を支払う」旨の決議をし、具体的な金額は取締役会で決議する、という方法に拠るケースも多く、こうした方法も問題ありません。

では、株主総会から委任を受けた取締役会はどこまでの裁量を有するのでしょうか。テレビ宮崎事件は、前社長の退職慰労金に関し、基準額からの大幅な減額を決定した取締役会決議の適法性が争われた事案です。同社の内規は、退任時の報酬月額等によって算出される額を基準としつつ、在任中特に重大な損害を与えた場合に減額することができる旨の定めを置いていました。テレビ宮崎の取締役会は、前社長がCSR事業への過大支出などで会社に重大な損害を与えたとして、基準額3億7720万円に対して約85%もの減額を施し、支給額を約5700万円とする決議をしました。

一審、二審判決ともに、CSR事業への支出は会社に

特に重大な損害を与えたとはいえず、取締役会決議には裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとして、減額は認められないと判断しました。これに対し、最高裁は、取締役会は広い裁量権を有しており、取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえないとして、減額措置を有効と判断しました。

テレビ宮崎と同内容の内規を置く会社は多いと思われることから、85%もの減額措置を許容した今回の判決が実務に与えるインパクトは少なくないと思われます。今後、役員退職慰労金の大幅な減額が許容されるケースが増えるかもしれません。



## ステマ規制

岩見沢事務所長 弁護士  
小野田 充宏



本当は事業者の「広告・宣伝」なのに、それを隠して、事業者自らが一般消費者になりすましてSNS等で自己の商品・サービスの宣伝をしたり、有名芸能人等に依頼して、その芸能人が自発的にやっているように見せかけてSNS等で商品・サービスを紹介してもらうなどといったことがあります。このような広告等を「ステルス・マーケティング」(略してステマ)といいます。

消費者は、事業者の広告・宣伝であるとわかっていれば、そこにはある程度の誇張が含まれているかもしれない、と考えるのが普通でしょう。しかし、ステマを見た消費者は、その内容は第三者の感想だから誇張など含まれていないだろうと受け止め、誤った選択をしてしまうことが生じ得ます。

そのため、令和5年10月1日以降、事業者が表示の主体を偽って第三者の表示であるかのように装う行為も「景品表示法」という法律の規制対象とされ、違反した場合には刑罰等の制裁が課されることになりました。

規制対象となるのは、①事業者が自己の供給する商

品等の取引について行う表示であって、②一般消費者が①に該当する表示であることを判別することが困難であるような表示です。

冒頭で挙げた例は典型的なステマで、景品表示法違反とされることになりましたが、規制対象となるのかどうか微妙な問題も多々あります。例えば、「これは広告です」と書いてはあるものの、同時に利用者風の人に感想を語らせて「これはお客様の個人的な感想です」などと書いている場合があります。これでは消費者の目から見て事業者の広告なのか第三者の客観的意見なのか区別が付きにくく、消費者が誤解する可能性がある以上はステマ規制に引っかかるとされる可能性があります。

SNSの活用等は有効なツールですが、きわどい広告を行った結果、制裁を受けたとすれば元も子もありませんので、ご心配な場合は是非弁護士にご相談ください。

## 指定介護老人施設の 運営基準が改正されました

滝川事務所長 弁護士  
村田 雅彦



介護保険法88条に基づく、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」が令和6年4月1日から改正施行されました。これにより、指定介護老人福祉施設は、施行日から3年以内に協力医療機関を定めることが義務づけられています。

今回の改正の趣旨は、介護保険施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で、より適切な対応を行う体制を確保する目的で、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と、実効性のある連携体制を構築することにあります。

具体的には、以下の3つの要件を満たす医療機関との連携が必要とされています。

- ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時

確保していること。

③施設入所者の病状の急変が生じた場合等には、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

なお、1つの医療機関が3つの要件のすべてを満たしている必要はなく、複数の医療機関との連携により3つの要件を満たせばよいとされています。

対象となる施設には、早期の対応が求められますので、対応のためのご相談などはお気軽にお寄せください。



# フリーランスを保護する新法が 施行されます

弁護士  
細谷 祐輔



令和6年11月1日より、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(通称フリーランス新法。以下「新法」と言います。)が施行されます。

一般に特定の組織に属さず個人で自由に仕事をする個人事業主をフリーランスと呼びます。フリーランスは、仕事を発注する事業者から業務の委託を受け仕事をしています。

しかし、フリーランスは、事業者としての立場で業務の委託を受け、委託者に雇用されているわけではないため、労働関係法令の適用がありません。

発注事業者が組織である場合、交渉力や情報収集力に格差があり、仕事の発注を受けるフリーランスは取引上弱い立場となる傾向があります。

新法は、このような傾向をふまえ取引を適正化し、就業環境を整備することによってフリーランスを保護する趣旨で制定されました。

新法では保護されるフリーランスを、従業員を使用しない個人事業主または法人であっても代表者以外に役員がなく、従業員を使用しない法人とし、これを特定受託事業者

と定義しています。

発注事業者は、特定受託事業者に業務を委託する場合、①書面等によって取引条件を明示すること、②原則として60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと、③募集情報を的確に表示すること、④ハラスメント行為に関する相談対応のための就業環境の整備などの措置を講じることが義務づけられます。

加えて、継続的に業務を委託する場合には、育児介護等への配慮を行うこと、中途解約について事前予告義務(原則30日前までに予告)が規定されています。

なお、既存の法律として、下請法は、代金の支払遅延、減額、返品等の下請事業者に対する不当な取り扱いを禁じていますが、発注者の資本金が1000万円以上の場合を対象とします。

この点、新法では業務を委託する事業者の資本金の額に制限がないため、事業者の経営規模に関わらず適用されます。

発注事業者においては、フリーランスに業務を委託する際、上記の義務を履行するため必要な準備を進めなければなりません。

## 社会保険適用拡大に伴う 「年収の壁」対応とは?

社会保険労務士  
杉田 優



### 1 社会保険の適用拡大とは

令和4年10月から、厚生年金保険の被保険者である従業員数が101人以上の企業(「特定適用事業所」といいます)で週20時間以上働く短時間労働者は、社会保険の加入対象となりました。さらに今年10月から、この短時間労働者の範囲が拡大され、特定適用事業所の要件が51人以上に引き下げられ、そこで働く短時間労働者についても、社会保険加入が義務化されました。

### 2 年収「106万円の壁」とは

一般的によく言われる106万円の壁とは、上記の特定適用事業所で新たに社会保険の加入により、その保険料を支払うことで、手取り収入が減少することを避け、就業調整する収入基準のことを言います。具体的には、社会保険への加入要件の一つに、「月額賃金が8.8万円以上であること」という条件があることから、その額を超えないように就業調整する収入基準の8.8万円を年額換算した年収106万円であるということです。

### 3 増える保険料負担に対する対応

社会保険の適用拡大に伴う上記「年収の壁」への対応策として用意されたのが、社会保険適用促進手当とキャリアアップ助成金です。

#### (1)社会保険適用促進手当

パート等が社会保険に加入するにあたり、事業主が従業員の保険料負担を軽減するための手当を支給すると、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、当該手当を保険料算定対象としない制度です。その結果社会保険加入による手取り収入の減少が軽減されます。

#### (2)キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)

新たに社会保険に加入することになった従業員の収入を増加させる取り組みをした事業主に対し、従業員1名につき、最大50万円が国から助成されます。

なお、制度の運用についての詳細は、当事務所にご照会ください。

## 自転車の交通違反も 「青切符」の対象になります

弁護士  
角 大祐



令和6年5月の国会で、自転車の運転について交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)の対象とする道路交通法の改正が可決、成立しました。

青切符とは、比較的軽微な道路交通法違反について反則金を納めさせることにより、刑事罰を科さないことにする制度です。これは、違反者に対する手続きの簡略化による捜査機関(警察、検察)、裁判所、運転者の負担軽減を目的としています。ただし、反則金を無視して納めないと、起訴され刑事罰を科されるおそれがあるため、違反に間違いがなければ、速やかに反則金を納めるようにしてください。

これまで青切符は、自動車や原動機付自転車を対象としていましたが、自転車事故の増加を踏まえ、実効性のある取り締まりを目的に、自転車にも青切符が導入されることになりました。

自転車運転の青切符は、信号無視、一時不停止、右側通行、携帯電話を使用しながらの運転など113の違

反行為が対象となり、16歳以上の運転者に適用されます。なお、酒酔い運転や酒気帯び運転など危険性の高い行為については、これまでどおり「赤切符」が交付され、刑事罰の対象となります。

警察庁の発表では、実際の取り締まりは、警察官の指導警告に従わず違反行為を続けたときや違反行為により車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたとき、交通事故に直結するような悪質、危険な違反行為を対象とするようです。

自転車の運転ルールについては、理解が不十分であったり、意識していなかったりする方も少なくないと思います。施行は2年以内ですので、まだ少し先になるとはいえ、今のうちから交通ルールに沿った運転を心がけ、交通事故の少ない社会を目指しましょう。

## 交通行政処分でも 弁護士は力強い味方です

弁護士  
古川 将大



弁護士は、交通事故による被害者、加害者及び保険会社間の損害賠償請求事件や求償金請求事件において、代理人として関与することが多々あります。さらに、交通行政処分の分野でも、弁護活動のニーズがあります。そこで、今回はよく起こりがちな免許取消処分への対応の仕方やその流れを説明します。

まず、運転免許取消処分の対象となる事故を起こした場合、運転手らに対しては意見聴取・聴聞の手続(以下「聴取手続」という。)が行われます。この段階では、取消処分はまだ決定されていません。聴取手続に先行して、運転手らに対して、聴取手続が行われる日時、場所、予定される処分内容、その根拠法令等が記載された通知書が送られます。聴取手続において、運転手は、自己と一緒に出席して、意見や事情説明等を行う「補佐人」を申請することができます。弁護士は、この「補佐人」として、弁護活動を行っていくこととなります。具体的には、補佐人意見書や運転

手や関係人の陳述書の作成、その他証拠の収集等を行い、これらの資料に基づき、免許取消処分が不相当であることを主張していきます。そして、聴取手続が終わり次第、公安委員会から処分内容が伝えられます。

聴取手続を経てもなお、免許取消処分が決定された場合は、事後的救済措置を検討していくことになります。具体的には、公安委員会に対する行政不服審査法に基づく再審査請求、行政訴訟法に基づく取消訴訟の提起、これらに付随する運転免許処分の執行停止の申立て等の手段が考えられます。

このように、交通行政処分にも弁護士が関与できる場面は多々あります。運転免許の取消しを争いたいときは、ぜひ一度弁護士にご相談ください。

## 住所、氏名等の秘匿制度について

弁護士  
大塚 智子



民事上の裁判を申し立てる際は、訴状に原告(訴えを起す者)の氏名や住所等を記載する必要があります。訴状は、訴えた相手方(被告)に送達されるため、相手方は原告の氏名や住所等を知ることになります。そのため、例えば犯罪やDVの被害者の中には、加害者に氏名や現住所を知られて報復等を受けることをおそれ、損害賠償を請求する裁判を諦めるケースもありました。

そういった不都合に対応すべく、住所、氏名等の秘匿制度が創設されました。秘匿制度を利用することで、訴状に実際の氏名・住所ではなく、「代替氏名A」、「代替住所A」などと記載することができ、相手方に氏名や住所等を知られずに裁判を起こせるようになりました。また、それに伴い、氏名や住所等の秘匿事項等が記載された裁判記録を相手方が閲覧することを制限できるようにもなりました。

ただし、希望さえすれば全ての事件で秘匿が認められるわけではありません。具体的には、氏名や住所等が相手方

に知られることによって「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」ことが必要です。犯罪やDVの被害者であれば、要件をみたすと判断されるケースが多いでしょう。

この秘匿制度は、民事上の裁判だけでなく、家庭裁判所で取り扱う家事事件(離婚調停や離婚訴訟等)においても利用することが可能です。

秘匿制度の詳細については、一度弁護士にご相談ください。



## 子供たちの部活動の環境が大きく変化しています

弁護士  
阿部 太陽



今年の夏は、高校野球南北海道大会が波乱の展開で、高校野球ファンや高校野球に携わる方々にとっては、エキサイティングだったかと思います。

ところで、高校野球のような学校の部活動のあり方は、近年大きく変化しています。

部活動について、旧来の学校教員による指導のみでなく、学校外部の指導者を参加させる学校も珍しくありません。平成29年(2017)には、学校教育法施行規則において、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動の技術的な指導に携わる者として、「部活動指導員」という役割が規定されました。

平成29年以前にも、学校外部の指導者が部活動に参加する例はありましたが、部活動の最中に事故等が起きた場合の責任の所在が明確でないことが指摘され、問題になっていました。そのため、例えば、学校外部の指導者だけで大会等への引率をすることは難しいと考えられており、教員の負担軽減にはつながって

ませんでした。

新しい規則により設置された部活動指導員は、学校長の監督下に置かれることとなったため、その責任の所在はこれまでよりも明確になりました。また、学校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができるようになったため、部活動指導員単独で大会への引率等を行うことも容易となりました。

上記のような変化は、教員の負担軽減になることが期待できると同時に、子ども達にとっても、学校部活動という枠組みの中で専門家によるレベルの高い指導を受けられる点で意義があります。

しかし、まだまだ部活動指導員を採用している学校数は多くありません。現場のニーズを踏まえてより利用しやすい制度を構築するべく、継続的な検討が求められています。

## 「好き」という思いが、 継続の力になっています。

職員 由良 志穂子

2020年。昭和のドラマのようなタイトルの某韓国ドラマが面白いと、頻繁に耳にするようになりました。

しばらくは、ずいぶん古臭いタイトルのドラマだなと思っていたのですが、あまりにも、話題になるので、ついに、観てしまったのが、私が、韓国ドラマにどっぷりはまってしまったきっかけでした。

某韓国ドラマを観て以来、急激に韓国ドラマ三昧の日々を過ごしていました。そうしているうちに、韓国の俳優さんたちが、日常どんな会話をしているのかを知りたくなって、韓国語の勉強を始めました。

語学の勉強は、大学では、「漢字だからいけるだろう」という安易な考えから、中国語を選択しましたが、挫折。

英語も、社会人になってから、海外旅行に行く度に、何もわからないことを恥ずかしく思い、旅行から帰ってきては、習いに行つて…と、数年やっていました。モチベーションが続かず、挫折。

これまでの人生で、「勉強をしたい」「勉強が楽しい」と思ったことは、一度もありませんでした。しかし、初めて、勉強していて楽しく、早く話せるようになりたいと思っているのが、韓国語です。

私は、今まで、習い事も色々してきましたが、思い返すと「本を早く読めない駄目だろう」と思って、速読を学んでみたり、「字が上手じゃない駄目だろう」と思って、書道を習ったり、「今の自分では駄目だろう」というマイナスな感情から、習い事をしてきたことが多いように思います。

今までは、「しなければいけない」「こんなんじゃ駄目だ!!」ということから、勉強したり、習い事をしていましたが、韓国語は、ただ好きで、心からやりたいことだから、モチベーションも高いまま維持できるのだと感じています。

そして、今年の春から一念発起、韓国語教室に通い始めました。教室で先生に教えてもらうことは、独学では得られない知識を学ぶことが出来て、とても楽しく通っています。

韓国語の先生は韓国人ですが、「札幌が大好きで、韓国より、札幌の方が合っているから、ずっと住みたい」と言ってくれています。

私は、生まれてからずっと札幌に住んでいて、札幌のありがたみなど感じずに生きてきましたが、外国人から、「札幌が大好きだ」と言われると、札幌は良い所なんだなと思いつききっかけにもなり、札幌に住んでいることが、なんだか誇らしい気持ちにもなりました。

生まれ育った国の違う人と会話をするのは、日本の良さを教えてもらうばかりではなく、お互いの文化の違いなども話すことが出来てとても楽しめます。

まずは、韓国語の勉強を頑張つて、韓国語で会話出来るようになることが今の目標ですが、これからも、私の人生において、「ただ好きで、心からやりたい」と思えることにもっともっと出会えたら良いなと思っています。

읽어주셔서 감사합니다 

お読み頂きましてありがとうございます。

いつもK&Mレポートをご覧頂き、ありがとうございます。ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメール頂ければ幸いです。皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしく願い致します。

✉ [kmreport@kmlaw.jp](mailto:kmreport@kmlaw.jp)

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <https://kmlaw.jp>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階

TEL 0126-22-3380 / FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号

TEL 0125-23-8455 / FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-596-0033